別紙様式第１号（第３条、第22条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日提出

金融庁長官　殿

郵便番号（　　－　　）

申請者　住　　所

電話番号（　　）　　－

商号又は名称

代表者の氏名

許　可　申　請　書

資金決済に関する法律第63条の24第１項の規定により同法第63条の23の許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

１．法第63条の33第１項の許可を受けようとする場合にあっては、「第63条の24第１項」とあるのは「第63条の33第３項において準用する同法第63条の24第１項」と、「第63条の23」とあるのは「第63条の33第１項」とすること。

２．法第63条の23の許可を受けようとする場合にあっては、氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。また、法第63条の33第１項の許可を受けようとする場合にあっては、法第63条の24第１項の許可申請書又は法第63条の33第２項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1．　（ふりがな） 商号又は名称	
2．　住所	（郵便番号　　－　　） 電話番号（　　）　　－
3．　資本金 又は基金の額	
4．　純資産額	

5．　取締役及び監査役等

（ふりがな） 氏名又は名称	役職名

6．　為替取引分析業等の利用者その他の者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先

（ふりがな） 所在地	（郵便番号　　－　　）
連絡先	電話番号（　　）　　－

（記載上の注意）

1．「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。

2．「住所」は、登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

3．「資本金又は基金の額」の単位は、資本金又は基金の額が10億円以上の場合にあっては億円、１億円以上10億円未満の場合にあっては千万円とすることができる。

4．「純資産額」の単位は、純資産額が10億円以上の場合にあっては億円、１億円以上10億円未満の場合にあっては千万円とすることができる。

5．「取締役及び監査役等」は、株式会社にあっては取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）、一般社団法人にあっては理事及び監事について記載すること。会計参与設置会社にあっては、会計参与についても記載すること。

6．「取締役及び監査役等」について記載しきれないときは、行を追加して記載すること。

7．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

7．営業所又は事務所の名称及び所在地並びに為替取引分析業等を行う時間及び休日

名称	設置年月日	所在地	為替取引分析業等を行う時間及び休日
		（郵便番号　　－　　） 電話番号（　　）　　－	
		（郵便番号　　－　　） 電話番号（　　）　　－	
		（郵便番号　　－　　） 電話番号（　　）　　－	
		（郵便番号　　－　　） 電話番号（　　）　　－	
		（郵便番号　　－　　） 電話番号（　　）　　－	

（記載上の注意）

1．為替取引分析業等の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。

2．「為替取引分析業等を行う時間」は、当該営業所又は事務所において従業者（為替取引分析業等に従事する者に限る。以下同じ。）が通常勤務することとされている時間を記載すること。「休日」は、当該営業所又は事務所において従業者が通常勤務することとされている日以外の日を記載すること。

3．「為替取引分析業等を行う時間」又は「休日」が為替取引分析業と為替取引分析関連業務とで異なる場合にあっては、それぞれ区分して記載すること。

4．記載しきれないときは、行を追加して記載すること。

８．為替取引分析業の種別

1　法第２条第18項第２号に掲げる行為に係る業務
2　法第２条第18項第３号に掲げる行為に係る業務

（記載上の注意）

行おうとする為替取引分析業の種別の番号を○で囲むこと。

9．その行う為替取引に関し、許可を受けようとする者に為替取引分析業務を委託する金融機関等の氏名又は商号若しくは名称及び住所

氏名又は商号 若しくは名称	住所
	（郵便番号　　－　　） 電話番号（　　）　　－
	（郵便番号　　－　　） 電話番号（　　）　　－
	（郵便番号　　－　　） 電話番号（　　）　　－
	（郵便番号　　－　　） 電話番号（　　）　　－
	（郵便番号　　－　　） 電話番号（　　）　　－

（記載上の注意）

1．「商号」又は「名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。

2．「住所」は、登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

3．記載しきれないときは、行を追加して記載すること。

4．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

10．主要株主及び子会社に関する事項（許可を受けようとする者が株式会社である場合に記載）

氏名 又は商号 若しくは名称	住所 又は所在地	資本金、 出資 又は基金 の額	主要な 事業の 内容	議決権の保有割合 又は被保有割合		関係の有無 及び内容
				保有割合 （%）	被保有割合 （%）	

（記載上の注意）

1．「主要株主」とは、総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の100分の10以上の議決権を保有している株主をいう。

2．「子会社」とは、会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。

3．「住所又は所在地」は、国内に住所を有する個人及び国内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体にあっては住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を市町村名まで記載し、外国に住所を有する個人及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体にあっては住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を都市名まで記載すること。

4．「資本金、出資又は基金の額」の単位は、資本金、出資又は基金の額が10億円以上の場合にあっては億円、１億円以上10億円未満の場合にあっては千万円、千万円以上１億円未満の場合にあっては百万円、百万円以上千万円未満の場合にあっては十万円とすることができる。

5．「主要な事業の内容」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

6．「保有割合（%）」は、当該主要株主の保有している許可を受けようとする者の議決権が許可を受けようとする者の総株主の議決権に占める割合を、「被保有割合（%）」は、許可を受けようとする者の保有している当該子会社の議決権の数の当該子会社の議決権の総数に対する割合を、それぞれ百分率（小数点以下２位未満を切り捨てるものとする。）で記載すること。

7．「関係の有無及び内容」は、役職員の兼任、資金援助、業務上の取引状況等について記載すること。

8．記載しきれないときは、行を追加して記載すること。

9．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

11．主要社員及び子法人に関する事項（許可を受けようとする者が一般社団法人である場合に記載）

氏名 又は商号 若しくは名称	住所 又は所在地	資本金、 出資 又は基金 の額	主要な 事業の 内容	議決権の保有割合 又は被保有割合		関係の有無 及び内容
				保有割合 （%）	被保有割合 （%）	

（記載上の注意）

1．「主要社員」とは、総社員の議決権の100分の10以上の議決権を保有している社員をいう。

2．「子法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第２条第４号に規定する子法人をいう。

3．「住所又は所在地」は、国内に住所を有する個人及び国内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体にあっては住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を市町村名まで記載し、外国に住所を有する個人及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体にあっては住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を都市名まで記載すること。

4．「資本金、出資又は基金の額」の単位は、資本金、出資又は基金の額が10億円以上の場合にあっては億円、１億円以上10億円未満の場合にあっては千万円、千万円以上１億円未満の場合にあっては百万円、百万円以上千万円未満の場合にあっては十万円とすることができる。

5．「主要な事業の内容」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

6．「保有割合（%）」は、当該主要社員の保有している許可を受けようとする者の議決権が許可を受けようとする者の総社員の議決権に占める割合を、「被保有割合（%）」は、許可を受けようとする者の保有している当該子法人の議決権の数の当該子法人の議決権の総数に対する割合を、それぞれ百分率（小数点以下２位未満を切り捨てるものとする。）で記載すること。

7．「関係の有無及び内容」は、役職員の兼任、資金援助、業務上の取引状況等について記載すること。

8．記載しきれないときは、行を追加して記載すること。

9．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。